通りの名前を利用した道案内

日本と欧米の道案内の比較

・日本の住所は、区画された地域とその地域内の建物に付けられる番号で表示する『街区方式』で表示するので、土地に不慣れな人は、住所を聞いてもうまく行先にたどり着けない。案内標識を設置するにしてもサービスに限界がある。

日本：区画された町名、丁目などで表示

欧米：通り名と沿道に振った地番で表示

・欧米の住所は『道路方式』で表示するので、通りに名前が付き、その通りに沿って順序よく地番が振られている。この方式だと、土地に不慣れな人でも、住所を聞けば行先にたどり着ける。

ねらい

通り名と位置番号を使って、案内したい場所をうまく特定できるルールを作り、以下の3点セットで、地域に不慣れな人に対して分かりやすく道案内ができるようにする。

場所を特定するルール【通り名・位置番号方式】

位置番号として、通り起点から20mおきに、右側に奇数番号、左側に偶数番号を振る。

現地表示

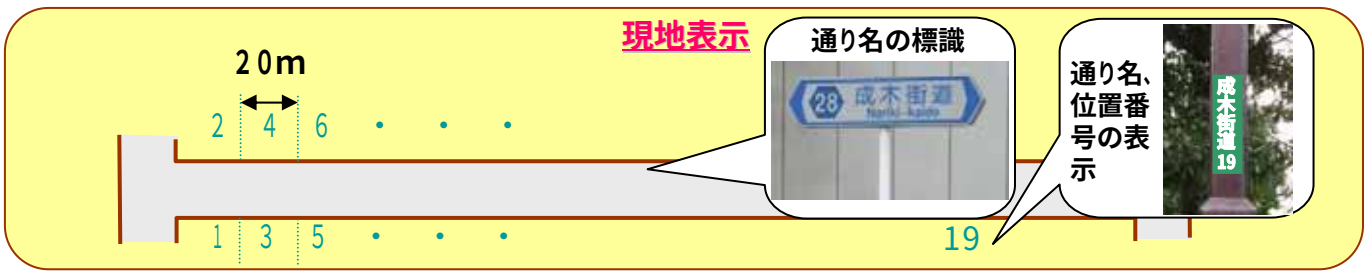

通り名マップ

通り名称で道案内

(HP、チラシでの活用イメージ)
住所に「通り名による道案内」を併記

(電話での活用イメージ)
「当店は、『川端通り６』にございます。」

道案内『3点セット』

住居表示の原則（『住居表示に関する法律』より）

○住居を表示するには、都道府県、郡、市、区、町村の名称を冠する ほか、次のいずれかの方法による。

①**街区方式**： 道路、鉄道などの恒久的な施設、または河川などによって区画された地域に付けられる符号と、その地域内の建物に付けられる番号を用いて表示する方法。（日本のほとんどの箇所で採用。）

例）東京都千代田区霞が関2丁目1－3

②**道路方式**：道路の名称と、道路に接する（または道路に通ずる通路を有する）建物に付 けられる番号を用いて表示する方法。（欧米で一般的。日本では山形県東根（ひがしね）市の一部で採用。）

例）山形県東根（ひがしね）市板垣大通り10

山形県東根（ひがしね）市の事例

○山形県東根市の一部では、『道路方式』を採用。

○起点から終点へ向け、右側に奇数、左側に偶数を付番。

※マピオンを基に作成

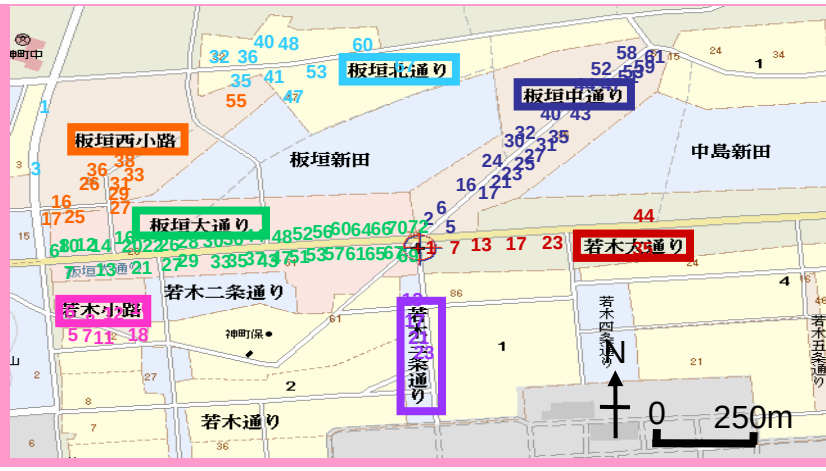

京都の住居表示

◆京都の市街地の住居表示は、正式な町名・地番に加え、通り名も用いる場合が多い。

◆建物が面している（出入り口のある）通り名を先に言い、近くの交差する通りから、北に行くことを上ル（あがる）、南に行くことを下ル（さがる）、東に行くことを東入ル（ひがしいる）、西に行くことを西入ル（にしいる）と表現する。（交差点は交差する二つの通りの名前で呼ばれる。）

（例）『京都市上京（かみぎょう）区役所』の住居表示

「京都市上京区今出川通（いまでがわどおり）室町通（むろまちどおり）西入（にしいる）堀出シ町（ほりだしちょう）289」

南北の通り

東西の通り
※建物の出入り口が面している通り名を先に表記

『今出川通と室町通の交差点から西に行った位置』を表す
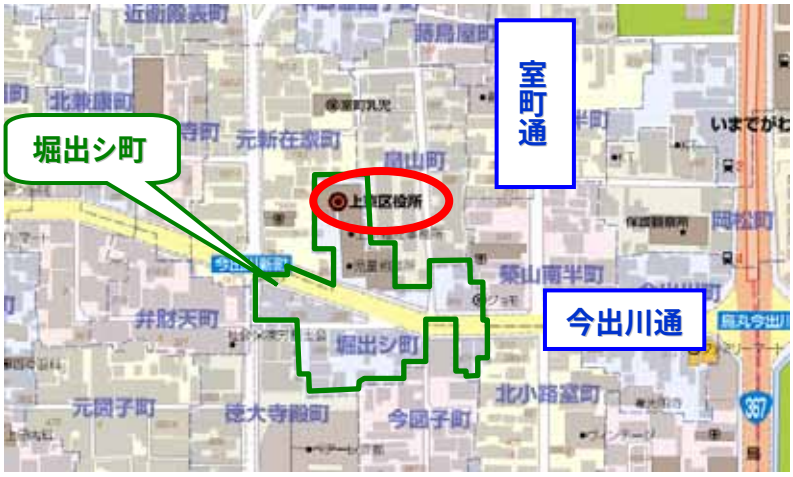
正式な町名と地番（街区方式）